

○那谷屋正義君 おはようございます。民主党・新緑風会的那谷屋正義です。

同僚の高橋委員に引き続きまして、議題とされました地方税法案、地方交付税法案並びに〇六年度地方財政計画にかかわる諸課題等について竹中大臣にお尋ねをいたします。

これらの課題の困難さから、私なりに学習を進めたものの、まだ門前の小僧経を読むという、そういう段階でありまして、それを卒業するに至っておりません。分かりやすい簡潔な答弁をいただければ有り難いところであります。

まず、交付税、地財計画からお尋ねをいたします。

ここ数年来の文学界における傑作の一つが、今年映画化もされました小川洋子さんが著した「博士の愛した数式」だと私は思っております。大臣も熱烈なファンだというふうに伺っておりますけれどもタイガース、これは我が同僚の高嶋委員も大臣に負けずにファンだというふうに聞いておりますけれども、そして完全数でもある背番号二十八の江夏豊に寄せる決して揺らぐことのない思いが横糸になりまして、記憶障害の数学者とその身の回りのお世話をする家政婦さんと親子との交流、親愛織りなす日々が節度ある文体で見事に活写されております。硬軟取り混ぜた読書家であられる竹中大臣でございますから既に愛読書の一つになっているかもしれません。落語で言えば、このまくら話をしつらえた上で本題に入りたいというふうに思います。

〇六年度地財計画は、その規模の抑制を図った結果、歳出規模は今年度より約六千億円減の八十三兆円強となり、地方交付税については、自治体への配分ベースで約一兆円減の十五・九兆円とされました。この結果、国、地方で折半対象となる財源不足額は一・四兆円に圧縮をされます。つまりは、この線で総務省と財務省が痛み分けする形で決着を見ることになったわけであります。

一方、地方税、交付税、そして臨時財政対策債などを合わせた一般財源総額は、対前年度比二百億円増の五十五・六兆円と微増を示しています。

全体的なでき上がりについての見解、答弁は既にもう何回も求められ、食傷ぎみと拝察するところではありますが、そこで、先ほど冒頭に申し上げました「博士の愛した数式」のテーマになぞらえて、この数字、額に込められた真理の美、価値をどのように国民に対して説明されるのか、無理難題のたぐいの質問かもしれませんが、竹中大臣らしく明快な答弁をお願いいたします。

○国務大臣（竹中平蔵君） 過去五年間でいただいた質問の中で最も難しい質問かもしれません。

正直言いまして、制度そのものがなかなか複雑で、そしてその中に入ってくる変数が多いものですから、それを美しい数式のような形で示すことは、ちょっと私も考えてみたんですがなかなか難しゅうございまして、少し局長にも補っていただく必要があるかもしれ

ませんが。

制度そのものは非常に複雑な中で、私たちは、だからこそそれを全部コンシステントに
というか、なかなか説明できないものですから、やはり今回は、これだけは譲れないとい
うライン、正にボトムラインを明確にしようということで予算を編成したつもりでござい
ます。

まあボトムライン、幾つかありますけれども、やはり重要なのは、歳出そのものは、こ
れは国も地方もしっかりと厳しく見直さなければいけない、これは多分重要な一つのボト
ムラインであろうと思います。そして、一方で、地方団体の安定的な財政運営に必要な一
般財源は確保しようということであったわけでございます。そうする中で地方財政の健全
化を進めるというその方向性を目指したわけでございます。

それで、まあ、じゃ実際数字はどうなったんだという説明をするとまたくちやくちやと
した説明にどうしてもなってしまうんでございますけれども、計画規模は五年連続、そし
て一般歳出は七年連続で減、歳出の見直し、そして歳出の抑制と地方税収の増が相まって
財源不足が縮小して、結果として交付税が減少する、そのような結果になった。

一方で、安定的な財政運営に必要な地方税、交付税などの一般財源措置は結果的に確保
することができた、そして地方債の依存度も下がるという形で財務体質が強化された、そ
れが外から見た一つの姿であり、私たちが守りたかったボトムラインでもあります。

じゃ、その箱の中はどういうふうに数字が動いたかという話になると非常にこう細かく
なってしまうんでございますけれども、その意味でちょっと美しく、委員の御希望どおり
には全くお答えしていないというふうに思うんですが、そういう枠組みの中で解決策を見
いだしたという点については御理解を賜りたいと思います。

数字について、少し局長からもし必要があれば答弁をしてもらいたいと思います。

○那谷屋正義君 また、追ってやりますので。済みません。

大臣のこの五年間の中で一番の難問だったということの中で、もちろん個々の数字のそ
の美学なりなんなりというものは、今後、そういったことをきちっと肝に据えながら是非
いろいろなことに取り組んでいただけることが大事ではないかというふうに思います。

政府は、一般財源総額について、安定的財政運営に必要な地方税、交付税、臨時財政対
策債など、一般財源総額を微増とはいえ確保できたと評価をしている、前年度比が二百億
円増ということで。しかし、交付税と臨時財政対策債を合わせた総額については○四年度
に三兆円近く削減されており、地方税の増収があるものの大幅削減後の水準が固定化され
ただけという見方も成り立つのではないかというふうに思います。特に指摘をしたいのが、
地方財政対策ポイントという総務省ペーパーにも載せてあります三位一体の改革につい
ての総務省のスタンスであります。

このペーパーでは、わざわざ三位一体の改革の成果として地方交付税改革マイナス五・
一兆円と説明しています。しかし、このマイナス五・一兆円には、今指摘をしました○四

年度の三兆円近い削減が含まれているはずであります。これに対する地方団体の批判を受けて、その後は一般財源総額の確保に総務省としても全力を尽くしてきたのではなかったのでしょうか。それをわざわざ成果に含めるといのは地方団体の感情を逆なでするに等しいというふうに思います。あれほど地方団体の反発を受けた地方交付税の大幅削減も含めて成果とするのは、やはり地方交付税を削減すべきであるという大臣の本心が秘められたものという見方も根強いところであります。

大臣は、本当に地方交付税の削減額五・一兆円を三位一体の改革の成果として地方団体に対して堂々と胸を張れるのかどうか、これは今後の地方交付税に対する総務省のかかわり方の基本中の基本になる問題であります。大臣の正直なところの認識をお聞かせください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 非常によい、重要なポイントなんだと私も思います、そこは。

三位一体の改革というのは、これはもう言うまでもなく地方の自由度を高めるということ、そして地方の自立、健全な自治、地方でできることは地方でということらを率先していくということなわけですが、一方で、地方だけではもちろんないわけですが、国、地方を通じた財政の健全化を図ると、これもやはり一つの目的なわけですが。

そういう意味では、実は歳出全般について厳しく見直すということは、先ほど言いました、ボトムラインということで申し上げましたが、やはり改革の一つの重要な柱としてこれはやっぱりちょっと無視できないのではないのかなというふうに思うわけです。非常に大きな赤字を国も地方も抱えていて、このままやっぱり放置をしておくことはできないわけですので、それは大きなその改革の一つの目的で当初からあったというふうに思います。

むしろ私が申し上げたいのは、これは成果というのは、これは何の成果かという、実は地方が頑張って歳出の削減に努めたと、国も地方も努力をしなきゃいけないんだけど、そういう努力を地方が非常に大きく果たしたぞという意味での成果なんだと私は思います。

委員は今、地方に対して、この成果として胸が張れるのかというふうにおっしゃいましたけれども、私は、先般の諮問会議で、四年間で二十八兆の基礎的財政赤字が今十四兆になったと、そのうち約半分は税収増だけれども、約半分は歳出減だと、そしてよく分析してみると、その歳出減のかなり多くの部分が地方の努力によって実現されたんだと。これはむしろ地方が、私が地方に対して胸を張って言うというよりも、地方の皆さんがその財政論議の中で胸を張っていただけるという成果なんだというふうに思っております。もちろんこれに対して、この成果を踏まえて今後議論をしなければいけないわけですが。地方はこれだけ歳出を削ったと、それに見合っただけ国がちゃんと歳出を削っているのかと。

今後、じゃ国と地方は、歳出歳入一体改革の中で今後間違いなく国がどれだけ削って地方がどれだけ削ると、これ歳出ですけれども、最終支出ですけれども、そういう議論にな

ってくるときに、やっぱりこれまでの実績というのは、地方の方が削ってきたんだということは私はちゃんと評価されるべきだと思いますし、そういう形で私は議論を是非進めていきたいというふうに思っております。

これ、歳出歳入一体改革の中で、先ほどから何度も申し上げておりますように、地方がもっと減らせという圧力は物すごい圧力として存在をしています。しかし、この四年間やっぱり地方は本当に頑張っただけの成果を上げておられるということは、私は引き続き是非しっかりと主張をしてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 地方の努力でということ今御答弁をいただいたというふうに思います。地方分権というふうなことの中でいうならば、やはりそこには主体となる地方そのものがやはり、その側から見た視点というのが非常に今後も重要視されるんじゃないかなと、されなければいけないというふうに思います。

次に、地財計画を構成する歳入歳出の見込額は、合理的かつ妥当な水準の行政サービスを行うための財源を保障するという地方交付税制度の目的から、地方財政すべての歳入歳出を計上するわけではなく、あくまでも標準的な水準の歳入歳出を計上するものとされています。しかし、現実の問題として、ここ数年間総務省はいろいろ理屈を付けて、今答弁されましたけれども、地方財政計画の歳出の見直しをしてその抑制を図ってきています。となると、一体、標準的な財政需要というのは何なのかということでもあります。

地方税収の増加があるとはいえ、三年間で五・一兆円も削減できるということは余りに融通無碍ではないかというふうに思うわけでもあります。このような形で削減できるのであれば、そもそも地方財政計画に計上されている歳出の正当性そのものを疑われても仕方がないというふうにも思われます。簡単に歳出規模が見直されて、それに合わせて地方交付税総額が兆円単位で変動するとなると、地方財政計画あるいはそれに基づく地方交付税の総額について地方団体の理解が得られないこととなっていくのではないのでしょうか。

冒頭の数々の真理、価値という観点からも、地方財政計画の適正な歳出規模とはそもそもどのようなものなのか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（竹中平蔵君） これも本質的な大きな質問でございまして、地方財政計画の適正な歳出規模いかんということでございますが、地方財政計画は地方団体のこの標準的な行政水準を確保すると、そして国家財政、国民経済等々との整合性を確保するという、そういう役割を果たすものであるというふうに認識をしています。

近年、日本の経済財政運営として極めて財政状況が厳しい下で、小さくて効率的な政府を目指すということを考えているわけでございます。そして、そのための構造改革を進めてきたところでございますけれども、その中で、国、地方を通じて歳出見直しをしなければいけないという明確な私はやはり方向があると思います。地方財政は現在でも八・七兆円財源不足を抱えています。そして、平成十八年度末の債務残高二百四兆円と見込まれて

いる。極めて厳しい状況にあるわけでありまして、地方財政計画の歳出についても、厳しい抑制をすることによって財政の健全化を進めるということは、やはりこれは重要な課題であるというふうに思います。

地方財政計画は、国の予算制度でありますとか地方団体の財政運営の動向等も踏まえながら、こうした健全化に向けた要請を織り込みながら毎年度策定しているものでありまして、その歳出規模を一義的に決められるというものではこれはないわけでございます。その意味では、今後とも歳出見直し等に当たっては地方からの意見をよく聞かなければいけない、そして地方財政の健全化への取組については、これは国も地方も協力をして行っていかなければいけない、そういう地方財政計画の基本的な性格を御理解賜りたいと思います。

○那谷屋正義君 地方交付税法第一条の規定にある財政の均衡を図ることを財源調整機能といい、地方行政の計画的運営保障をすることを財源保障機能として整理することが、常識にかなった受け止め方だというふうに承知をしています。地方交付税にかかわる制度設計の目的はこの両機能を働かせることにあります。この本線は一条の規定ぶりからしても明らかであります。そしてこの具体化は、交付税法第六条の規定から、地方財政全体として標準的な行政水準の提供のために必要な財源が確保されることとなります。これがマクロ面での財源保障機能であります。他方、義務教育や福祉、公共事業など、国と地方が言わば割り勘的に負担し合うこととされている経費の地方負担分については、交付税において財源保障を行うべきことが特別に法定化されています。これらの規定は、各団体で標準的に見込まれる必要経費についての財源を保障するものであり、ミクロ面での財源保障を指します。

総額配分としてのマクロ、そして個別団体配分にかかわるミクロという、これら両面の財源保障機能について、自治体ごとの懐具合への寄与度はという角度から光を当てて整理すれば、標準的に見込まれる経費については、各地方団体において見込まれる収入の多寡にかかわらず財源保障をするということとなります。必要とされる経費が等しいと仮定するならば、収入の少ない自治体には多くの交付税が、収入の多い自治体には少ない交付税が交付されることになる。これによって、各自治体の地方税と交付税を加えた財源は地方税収に比べて格差が縮小されることとなります。その手だてとしての財源調整機能であるというふうに考えます。

このように、簡単に言えば何らかの財源を配分することは財源の保障でもあり、それは必ず結果として財源の調整にもなっている。そもそもこの二つの機能は論理的に切り分けることなど不可能だというふうに考えるところでもありますけれども、いかがでしょうか。

経済財政諮問会議担当大臣時代の竹中大臣の盟友であった数名の民間議員や財務省に典型的だが、財源保障機能と調整機能が混然一体となっている、あるいは機能分担があいまいなまま運用されているかのような批判がいかに的外れなものかということが分かるとい

うふうに思います。総務大臣としての竹中大臣の現在の方針、姿勢は、かかる民間議員等とは明確に一線を画したものと理解してよいかどうか、見解をお聞かせください。

○国務大臣（竹中平蔵君） 今、諮問会議での議論を御紹介くださいましたけれども、これは一昨年度だったのでしょうか、確かに財源保障と財源調整の機能を分けるという議論が民間議員から出されました。そして、あれは片山大臣のときでしたか、それ以前、もう少し前かもしれませんですね、それに対して片山大臣からは、それはそんなふうには分けられないよという議論があったことを記憶しております。私はその行司役というか、当時諮問会議の進行役を務めておりましたですけれども、それで、そういうことが一体できるのかどうかということ、是非いろいろ議論をしてくれということ、民間議員にも申し上げました。結果からいいますと、その後実は議論は進展していない。進展していないということは、やっぱりこれは現実問題としては明確に分けられないということ、私は民間議員もやはり現実問題としては御理解をされたのではないかというふうに思っております。

先般、自民党の片山幹事長がこの参議院の予算委員会で、これは分けられると思うかということの趣旨を話されて、私たしかそのとき、私は理念的には分からないではないけれども、やっぱり現実にはこれを峻別するのは無理であると思うというふうに答弁で申し上げた、そのような趣旨のことを申し上げたと思います。その意味では、今委員が、那谷屋委員がおっしゃったように、やっぱりこれは切り分けるということは現実に、現実の政策問題としてそれを議論することはこれはちょっと無理があるなというふうに私自身は考えておりますし、その後も民間議員もそのことは余り言わなくなっていますから、まあ議論としてはあくまで理念的な話としてはあるのかもしれないけれども、現実の政策論ではないという位置付けに諮問会議においても私はなりつつあるのではないかなというふうに認識しております。

○那谷屋正義君 その後のというお話があったわけですがけれども、実は本日付けの神奈川新聞というのを読んでちょっと驚いているんですけれども、大臣の私的懇談会、いわゆる二十一世紀ビジョン懇談会において、昨日開かれているわけですがけれども、有力メンバーの方が、民間議員が、御持論の交付税総額の削減を前提に財源保障機能の見直しや、交付税の配分ルールを人口と面積だけに簡素化することを提案したという記事が載っています。まあまあ私的懇談会ということではありますけれども、是非先ほども、最近、竹中大臣はいろいろなところで嫌われ者になっているなどというお話がありましたけれども、是非今の考え方を貫いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

次に、三位一体改革論議の中で、単独事業に関連して財務省がよく持ち出してきた、国がそこまでの水準を認めていないからという論理に説得力があるかどうかという問題が出てきます。例えば、財務省がよく例に出されます乳幼児医療が典型的な例ではないか。現

行の医療制度上負担が求められる乳幼児医療を地方団体が無料化することについて、交付税で措置することはおかしいという論法であります。しかし、少子化対策は今正に焦眉の急になっている中で、子供の医療費の経済負担の問題は深刻な問題という現場の実態があるからこそ、全国のほとんどの地方団体で乳幼児医療助成が行われているのではないかというふうに思います。

国の全国一律のしゃくし定規な制度運営を補完する知恵が正に地方単独事業だというふうに考えます。厚生労働省の少子高齢化対策関係の施策には、そもそも地方単独事業で行われていたものを全国的な事業として位置付けたものも数多くございます。地方分権を推進し、地方の知恵を生かしていくためにも引き続き地方単独事業に対しての財源措置をしっかりと図るべきではないかというふうに考えますが、大臣の見解をお聞きます。

○国務大臣（竹中平蔵君） 地方が本当にこう知恵を生かすということは正に重要なことであって、それができるような仕組みを我々はつくっていかなくちゃいけないということなんだと思います。その上で地方単独事業の財源措置の御質問でございますけれども、法令や補助金等による国の関与、義務付けをできる限り減少させて、そして地方団体が自主的、主体的に事業を実施する範囲を拡大していく、これはもう基本的な視点として我々も当然のことながら踏まえているわけでございます。

地方財政計画の歳入の大宗は自主財源である地方税と、そして地方の固有財源である地方交付税でありまして、歳出全般にわたる効率化に向けた見直しを図りながらも、この地方財政計画においては適切な規模の地方単独事業を計上して、そして地方団体が創意工夫を生かして政策を展開していくための財源を確保するというふうに我々しておりますし、これはもう今後とも必要であるということだと思っております。これはもう改めてそういう独自の事業が必要であるというふうに認識しているということを申し上げておきたいと思っております。

○那谷屋正義君 是非よろしく願いいたします。

一極集中の弊害が顕著な我が国の今後の在り方を展望するならば、農山漁村の生活条件を整備保障することを通じた国土の均衡ある発展は最重要な政策選択の一つになっていきます。また、自治体間に財政力格差がある以上、国民がどこに住んでいても標準的なサービスを受けられる権利を実質的に保障するために、地方交付税は不可欠な制度であります。問われているのは客観的な指標に基づいて自治体としてのナショナルスタンダード、つまりは標準的サービス水準を確保するためという原点に戻って、不断に交付税制度を見直す姿勢であります。

具体的な改革テーマの第一は、課題の変化や国民ニーズの変化及びサービスの分権的供給システムを維持するという要請に応じたナショナルスタンダードの向上をいかに図っていくかということだと思っております。そのためにも測定単位、単位費用、補正係数の時宜にか

なった見直しを積極的に進めることは不可欠の要件ではないでしょうか。言い換えると、財源保障の水準及び補正の根拠に代表される算定方法に関する説明責任の確立であります。交付税の算定方式の複雑さや、算定方式決定過程のブラックボックス化といった問題、課題が見過ごしにされて良いはずがありません。

○四年十一月の経済財政諮問会議において麻生大臣は、交付税の算定方法の簡素・透明化という観点から交付税改革の方針を示されました。単位費用の算定方法や、各自治体ごとの補正係数の詳細が情報公開されて問題が生じるとは思えません。総務省は十分に公開していると主張をするわけでありませけれども、私の周囲の関係者の声を聞くと、やはり総務省が鉛筆をなめているのではないかという認識を持っている方が多いのが現状であります。交付税の算定が職人芸の世界に閉じ込められてきたことについて、それは思い過ごしと言うかもしれませんが、結果責任的な観点から総務省はきちんと反省すべきではないでしょうか。

総務省の改革方針の中でも、簡素・透明化以外にも単位費用の決定、交付税法案の決定などの算定プロセスに地方六団体を参画させること、効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力にこたえられる算定を実施すること等々、新たな改革手法も明示しております。算定方法の改革について、これまでどのような取組を行い、今後どのように取り組んでいこうとしているのか。

ただし、この改革を進めるに当たって、留意すべき点がございませ。それは、基準財政需要額を人口若しくは先ほど申し上げましたけれども面積と単位費用のみで算定すべきだというような単純化と、望まれる説明責任の履行とは似て非なるものだと、明確な問題意識を発揮すべきだということでありませ。算定方式において単純に人口、面積による配分を重視するだけでは義務教育の教職員数はもちろんのこと、地理的状況や人口構成など自治体の多様で特殊な状況が十分に反映されなくなる可能性は高まると考えるからであります。

あわせて、確たる答弁をお願いいたします。

○政府参考人（瀧野欣彌君） 交付税の算定方法についてのお尋ねでございませ。

交付税の算定につきましては、平成十年に閣議決定されました地方分権推進計画なり累次の基本方針におきまして、地方団体の主体的、自主的な財政運営に資する方向で、国の関与の廃止、縮小に対応し、簡素・透明化に取り組むというふうにされておるわけでありませ。

これに基づきまして、私ども算定方法の改革を図ってきたつもりでございまして、例えば補正係数につきまして単位費用化をすると、それによりましてきちんと法律で明定すると、そして国会で御審議をいただくというようなこと、あるいは都道府県分の補正係数について、おおむね半減を目指して見直しをしていって、それによって簡素化を図っていく、あるいは事業費補正につきましても算入率をおおむね半分にするなどの簡素化を図る、そ

のほか算定費目の統合、段階補正の縮小等いろいろな面で努力してきたつもりでございます。

もちろん、その間、地方団体の方から、先ほど御質問がございましたけれども、なお不透明な部分があるというような声があるというお話でございましたけれども、我々としたしましては、総務大臣と六団体の会合で交付税の中身の御説明をさせていただくとか、あるいはそれぞれブロック会議を持ちまして算定方法について申し上げるとか、あるいは交付税法の中で地方団体が交付税の算定について意見を申し出ることができるということになっておりますので、それを受け入れまして地方財政審議会できちんと議論するとか、いろいろな手だてを講じてきたつもりでございます。

なお不十分な点があるという御指摘かというふうにございますが、御指摘のように人口、面積のみで算定するという単純化というのなかなか、我々としては的確な財源保障という面では難しい面があるというふうに考えておりますので、そういった中で、きめ細かな算定を求める地方団体の声とそれから簡素化を求める全体的な声と、そういったところをきちんとバランスを取りながら更に改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 是非そうした部分についてこれからも御努力をいただけたらというふうに思います。それをお願いしたいと思います。

今回、政府内で決着を見た税源移譲については〇七年分の所得税及び〇七年度分の個人住民税から適用し、〇六年度においては暫定的措置として税源移譲額の全額三兆円強を所得譲与税で措置するとともに、基準財政収入額に全額を算入することで合意形成が図られたはずであります。ここまでの対応は、三兆円規模の税源移譲というかつて経験したことのない巨額の税源移譲によって個々の地方団体の財政力の格差が拡大しないようにしようという観点からは理解をするところであります。しかし、これはあくまでも個々の団体のミクロレベルの調整であり、整理される補助負担金と移譲される税額がほぼ三兆円で釣り合っているというマクロの前提によるものであります。

ところが、三兆円の所得税から個人住民税への税源移譲という中で、交付税の跳ね返し分、すなわち三兆円の三二%、約一兆円の交付税原資が減少することに対する問題については、総務省は余りに太平楽を決め込んでいたのではないのでしょうか。〇四年度に所得税で税源移譲をする方向が決まるに際して、あり得べき事態に備えるという問題意識の希薄さを指摘せざるを得ません。

繰り返して申し上げますが、三兆円税源移譲の結果、要は所得税のへこみによって必然的に派生する法定税率分にかかわる一兆円減収問題は、正に総務省のわきの甘さを露呈するものになったというふうに指摘をしておきます。これをして、鳥取県の片山知事は、先般の衆議院予算委員会公聴会で、だまし討ちと憤ることになったわけであります。

これまでも総務省は、大丈夫、心配要らない旨の答弁を繰り返してきたわけではありますが、しかし実際の手当ては三年限定、あまつさえ遞減制という不十分極まりない加

算措置にとどまっております。期待できる税収増も見込んだものであり、三位一体改革論議前の〇三年度の交付税水準を確保することに支障はないとの態度ならば、理屈の後付けにもほどがあります。三兆円の税源移譲に伴う交付税原資の減少にかかわる考え方、対処方針についてお聞きをしたいと思います。また、そのような措置、対応策で本当に地方団体に評価されると考えていらっしゃるのかどうか、併せて大臣の確たる答弁を求めます。

○国務大臣（竹中平蔵君） 所得税から住民税へ三兆円の税源移譲、これは税源移譲でありますから一つの結果なわけですが、その所得税の減少分の三二%、約九千六百億円が、その分地方交付税の減少として今度は逆に跳ね返ってくることになる。この点については実は地方財政対策の中で議論の一つになりまして、交付税の法定率分の減少の影響を緩和することが必要だということで、これはもう認識が一致をしたところでございます。

したがいまして、それへの対応として、本格的な税源移譲が実施されます平成十九年度から三年間、交付税総額に、全部で六千億円ですね、十九年度二千六百億円、平成二十年度に二千億円、平成二十一年度千四百億円を加算することということにしたわけでございます。今後の地方財政については、これは歳出歳入一体改革の整合性を図りながら中期地方財政ビジョンを策定することにこれはもうなっておりますので、そのことは骨太でももう決まっておりますので、できるだけ早期に健全な財政運営が可能となるように努めていきたいと思っております。

仮に三年間の特例措置が終了した後も財源不足が生じる場合には、これは地方財政対策を通じて地方財政の運営に支障が生じないように適切にこれはもう対処してまいるわけでございます。

なお、この措置は景気回復によるその法定率分の増も一方ではあるわけでございますから、その中で国も多額の赤字国債を発行せざるを得ない厳しい財政状況にあるという中で、のぎりぎりの判断を我々としてもしたわけでございます。

御指摘ありましたように、一部に御批判もあると思っておりますけれども、多くの地方団体はこのような事情を御理解していただけるのではないかとこのように思っております。

○那谷屋正義君 一兆円に対して三年間、それぞれ二千六百億円、二千億円、千四百億円でしょうか、そうした額ということの中で、やはりかなり地方財政にとっても大きな打撃であることは間違いないというふうに思いますし、ただ、今三年間の後も適切な対応をというふうなことがございましたので、是非その部分についてはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、義務教育費国庫負担金八千五百億円の税源移譲が続く限りにおいては格差問題が持続性を持つこととなります。〇六年度における所得譲与税で配分した場合の影響、義務教育国庫負担金との過不足を来す都道府県は、文科省試算では三十九道府県がマイナス措置額となっております。三兆円の税源移譲に伴う義務教等についての見直しについては、そ

の部分についてはきちんと一般財源、税、交付税を確保していくというのが我々のスタンスだと〇四年八月の瀧野局長答弁が明瞭であります。ただし、残念ながら、これまでのやり取りで浮き彫りになったように、地方交付税総額は削減不可避の趨勢にあります。果たしてその確信はどこから来るんだらうかという疑念も募るところであります。いずれにしても、格差が生じる限り、総務省はその穴埋めを行い続ける責務があるというふうに思います。

昨年三月に私が行った質疑でも、「義務教育の教職員配置については、標準法において学級編制や教職員定数の標準が定められており、地方団体には国庫負担金の有無にかかわらずこれを遵守する義務が課せられている」、「一般財源化が行われても地方団体において教育関係予算は適切に計上される」というしっかりした答弁をいただいているわけでありませう。交付税総額の縮減が声高に叫ばれる逆境にあるわけでありませうが、改めてだれもが得心できる明快な答弁を求めたいと思います。

〇国務大臣（竹中平蔵君） 今回の三位一体改革におきまして義務教育費国庫負担金の税源移譲が行われることになったわけでありませうけれども、マクロベースで国庫負担金の削減分を一〇〇%地方税に移管するというふうに、削減分の一〇〇%ですね、移管するという風にされた。そして、団体ごとに生ずる国庫負担金の削減額と税源移譲額との差額については、地方交付税のこの財政調整の機能の強化によって確実にこれは我々としては調整することにしております。先ほど委員は、文科省の試算だと思ひませうけれども、マイナスになるところが三十九県あるというふうにおっしゃいましたですけれども、繰り返言ひませうけれども、地方交付税によってしっかりと調整をしまひませう。

近年、この投資的経費の抑制等による歳出の見直しによりまして地方財政計画の歳出を抑制して、結果として地方交付税が抑制されるというその経緯はござひませうけれども、この間でも、是非御理解いただきたいのは、法令で教職員配置等の基準が示されている義務教育の教職員の給与費というのは適正に地財計画に計上をして地方交付税を含む必要な一般財源を確保してきたわけござひませう。そして、今後もこれを続けていくと、このように対処していくということをお答弁申し上げます。

〇那谷屋正義君 教職員配置については、いわゆる標準法があるから大丈夫だというふうなこと、そしてそれについては財政措置を交付税等で措置をするというふうなことなわけでありませうが、しかし、今回出されておひませういわゆる行革推進法の中で、総人件費の抑制の問題、そして標準法に基づくいわゆる教職員も例外ではないという、むしろ先行して削減しろというような、そうした総務省の指導があるやに聞こえて、漏れ伝わってくるわけでありませう。このことは今お話しいただいたことと完全に否定するような、そんな形になっているのではないかとひませう。

その部分で、そんなことはないんだぞというふうに、是非おしかりを私は受けたいなと

いうふうに思うわけでありませんが。この部分については通告にはございませんけれども、是非もう一度、この総務省答弁の確認という意味で、私のかかわるところとして是非納得のいく答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） 今の仕組みではこれはもう法令に定められたことはちゃんとやるということにこれはなっているわけですから、そういう仕組みを私たち今持って運用しているわけでありますので、そういう点はしっかりとその法令の枠組みにのっかってこれは当然やっていくことになります。

○那谷屋正義君 いや、枠組みにのっかってやるわけなんですけど、その標準法の数そのものも更に削減をしろという指導があるやに漏れ伝わってきているわけですけども、そのところについて、いやそんなことはない、これまでのこの三位一体改革の中で、総務省は要するに標準法というものを重視して、それについては地方もしっかり守っていくんだという、そういうふうなことの中でお話をいただいたわけでありまして、その点について、私の漏れ伝わってきていることが、それは違うよ、というふうなことが是非言っただけならと思うわけでありまして。

○国務大臣（竹中平蔵君） ちょっと、委員に漏れ伝わっていることがどういう内容なのか、ちょっと私はすぐにはもちろん分からないわけでございますけれども、これは標準法そのものの何か枠組みを変えろというようなことを、これは総務省として別に申し上げる立場にもありませんし、そういうようなことがあるというのはちょっと私は聞いておりません。

ただ、これは何をおっしゃっているのかよく分かりませんが、当然、児童の数が減ってきたら、これは当然それへの対応というのはその今の法律の枠組みの中で必要になってくるわけでございますけれども、何か指導として法律の枠組みそのものを何かどうこうというのは、ちょっとそういうことを言っているというのはもちろん私は聞いておりませんし、そういうことはないというふうに私自身は承知をしております。

○那谷屋正義君 時間が余りなくなってまいりましたので。是非、標準法を糧にこれまで一つの、義務教育というものの今日本にある公平公正なそういった教育というものを保障するという観点で総務省がこの間来たわけですから、是非それについてはこれからも貫いていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

次に、地方分権推進に当たっては、地方にどういう地方税を渡すかが引き続きの課題になってくるわけでありまして。地方消費税導入後における悲願の一つであった所得税から個人住民税への税源移譲が一〇%という税率で地方税収としてビルトインできたことは、地方消費税創設に匹敵する成果だというふうに考えます。この土台の上で国と地方が税金を

どう分け取りするかという議論を引き続き進めていくことも大切だというふうに考えるところでもあります。

その一方で、地方団体が課税自主権を行使して自らの責任で財源を確保する取組は、地方自治に望まれる先見性を鋭く問う課題でもあるはずであります。行政サービスについての国による義務付けの度合いにもよりますけれども、地方の自主的判断によって北欧型の高福祉に見合う負担の在り方などの議論が成熟化することも期待できるのではないのでしょうか。この選択を行おうとする自治体にとっては、課税自主権が持つ意味が飛躍的な重みを持つことになるというふうに考えます。

課税自主権は超過課税と法定外税創設という二つの手法に大別できます。ニーズに一番近いところできめ細やかなサービス提供を行うべく奮闘する市町村行政の在り方を展望しても、生成発展型の課税自主権がより幅広に認められる必要があります。

本地方税改正案では、地方団体が独自にブラケットの設定を行うことは認められておりませんが、所得の再配分機能の発揮は個人住民税においても要請されるのではないのでしょうか。一律の上乗せ税率しか超過課税として認められないとの立場に固執するとすれば、地方分権の旗振り役である総務省として余りにも芸がないのではないのでしょうか。これについて答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、もう一つ、済みません、道州制の答申が地方制度調査会から提出されたところがあります。私の持論としては、ビッグ・イズ・ベストではありませんけれども、しかし大き過ぎるといふ弊害は十分論議される必要があるというふうに思います。この問題については本委員会でも改めてただす機会もあると思われるので、今日は深入りをしません。ただし、ブロック単位での行政圏等を視野に入れたとき、地方消費税とは別建てのアメリカなどの州において実施されている小売段階での売上税、すなわち小売売上税導入の機運が生まれてもおかしくないというふうに思います。

法定外税新設の協議に際して現行の不同意要件に沿うとすれば、地方団体が法定外税としての小売売上税創設を図ることができるのかどうか、明快な答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人（小室裕一君） 前段の方の税率の話から入らせていただきますが、御案内のとおり、今回の税源移譲に当たっては、所得税については再配分機能が適切に発揮されるよう、また住民税の方は、累進的な税率構造であったのが、もうちょっとフラットにして応益性とか偏在度の縮小の観点から言わば比例税率化したという問題でございます。その中で、個人住民税については一律に所得に比例した税負担に変更したわけでございます。このことによってこれまで以上に受益と負担の関係が明確になり、個人住民税の性格にふさわしい改革になったわけでございます。

こうした比例税率化の趣旨から、地方団体が超過課税を行う場合でも比例税率によることとし、国税と地方税の役割分担について法律において明確にしたものでございますので、

御理解賜りたいと思います。

それから二点目は、大変大きなテーマで、道州制をにらみつつ、小売売上税アメリカ型という御指摘でございますが、御指摘がございました小売売上税多段階累積排除型の付加価値税である我が国の消費税、地方消費税とは異なって、小売段階のみで課税される仕組みであり、アメリカの州で実施されているということは承知いたしております。

それに対して日本の場合に、現在の形は多段階なわけですから、違ったものだから、委員のおっしゃる趣旨は、これを法定外税として導入するのはどうなんだということで、細かく申し上げませんが、御案内のとおり、現在の法律では総務大臣の同意を要することとされており、三つの要件がありまして、その要件に当たると認める場合を除いて同意しなければならないということで、これの当てはめの御議論かと思いますが、実際にこれはその時点で具体的などといった税制を構築するか、あるいはこれの当てはめる側でのほかの税制なり施策がどうなっているか、その辺については今の時点でなかなか一概に申し上げられませんので、具体のお話があった時点でしっかりと慎重に十分検討させていただきたいと思います。

○那谷屋正義君 終わります。